

日本学生支援機構【給付奨学金】在学採用の二次募集 (高等教育の修学支援新制度)

高等教育の修学支援新制度とは…

高等教育の修学支援新制度は、「大学等修学支援法」に基づき、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、高等教育機関の「入学金や授業料が減額または免除」及び「返還の必要がない奨学金の支給」が行われる制度です。

★「授業料減免」・「令和7年度からの多子世帯に対する授業料無償化」の申請を希望される方はこちらの制度に申請する必要があります。

- ・ 対 象 本科4・5年生、専攻科1年生
- ・ 申込資格 住民税の非課税世帯、またはそれに準ずる世帯の方。

多子世帯（扶養する子供が3人以上いる世帯）

- ・ 締 切 【申請受付期限】 10月 3日(金) 17時
※希望の方は10/3までに学生課学生係にて受付し、書類を受け取ってください。
【申込手続期限】 10月 31日(金) 17時
- ・ 選考基準 学力基準と家計基準により選考